

千葉市道路境界標販売事業者指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき認定された千葉市道（本市が管理する国道及び県道を含む。）、その他法令等に基づき本市が管理する道路とこれらに隣接する土地との境界を明示する千葉市道路境界標（以下「境界標」という。）を販売しようとする事業者を指定するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「境界標」とは、大きく分けて次に掲げるものをいう。

- (1) コンクリート杭
- (2) 金属標（ボルト）
- (3) 金属標（貼付）
- (4) 金属鋲

(指定の条件)

第3条 指定を受けようとする者は次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 千葉市物品入札参加資格者名簿（業種：土木・建築用機器及び資材）に登録されていること。
- (2) 境界標を販売する事業所（以下「販売事業所」という。）を市内に有すること。
- (3) 販売事業所について、長時間（概ね1日8時間程度）営業しており、在庫を保管できる置き場を有する等、常時境界標の交付が可能であること。
- (4) 販売する境界標は、「千葉市道路境界標に関する仕様書（令和7年7月）」（以下「仕様書」という。）に適合するものであること。

(指定の申請)

第4条 指定を受けようとする者は、千葉市道路境界標販売事業者指定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、申請するものとする。

- (1) 千葉市物品入札参加資格者名簿（業種：土木・建築用機器及び資材）に登録されていることを証する書類
- (2) 法人の登記簿謄本等の販売事業所が記載された書類
- (3) 仕様書に規定する品質を証明する成績証明書類等
- (4) 仕様書に規定する試験状況を確認できる写真（コンクリート杭に限る。）

(指定)

第5条 前条の申請を受け、その申請書の内容を審査し認められた申請者を、販売事業者として指定するとともに、千葉市道路境界標販売事業者指定証（様式第2号）を交付する。

(指定の有効期間)

第6条 前条の指定の有効期間は交付日から5年間とする。

(更新の申請)

第7条 第5条の指定を受けた者が、指定の有効期間満了に伴いその期間の更新を希望する場合、期間満了日の20日前までに千葉市道路境界標販売事業者指定更新申請書（様式第3号）に基づき申請をしなければならない。

2 前項の申請を受け、その申請書の内容を審査し認められた申請者については、千葉市道路境界標販売事業者指定証（様式第2号）を交付する。

(変更・廃止の届出)

第8条 第5条の指定を受けた者は、指定の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、変更の場合は変更日から20日以内、廃止の場合は廃止希望日から60日前までに、千葉市道路境界標販売事業者指定変更・廃止届出書（様式第4号）にて届け出なければならない。

(指定の取消し)

第9条 第5条の指定を受けた者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、千葉市道路境界標販売事業者指定取消通知書（様式第5号）により、指定を取り消すことができる。

- (1) 申請書類に事実と異なる事項を記載したとき。
- (2) 仕様書に適合しない粗悪な製品を製造販売したとき。
- (3) 「千葉市道路境界標設置取扱要領（平成20年11月）」（以下、「取扱要領」という。）に基づく千葉市道路境界標購入承認を受けていない者に、境界標の販売を行ったとき。
- (4) 取扱要領に基づく千葉市道路境界標購入承認通知書で記した境界標の種類または数量と異なる販売を行ったとき。

(疑義)

第10条 この要綱に定める事項及び定めのない事項について疑義が生じたときは、別途協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

申請者
住所
氏名
連絡先

千葉市道路境界標販売事業者指定申請書

このことについて（コンクリート杭・金属標・金属鋸）の販売事業者の指定を受けたいので、千葉市道路境界標販売事業者指定要綱第 4 条に基づき下記のとおり申請します。

記

- 1 販売事業所名
- 2 販売事業所の所在地
- 3 販売事業所の営業日
- 4 販売事業所の営業時間
- 5 添付書類
 - (1) 千葉市物品入札参加資格者名簿（業種：土木・建築用機器及び資材）に登録されていることを証する書類
 - (2) 法人の登記簿謄本等の販売事業所が記載された書類
 - (3) 「千葉市道路境界標に関する仕様書（令和 7 年 7 月）」に規定する品質を証明する成績証明書類等
 - (4) 上記仕様書に規定する試験状況を確認できる写真（コンクリート杭に限る。）

様式第 2 号

千建路第 号
年 月 日

様

千葉市長

千葉市道路境界標販売事業者指定証

千葉市道路境界標販売事業者指定要綱第 5 条に基づき下記のとおり指定します。

記

1 販売事業所名

2 販売事業所の所在地

3 販売事業所の有効期間 年 月 日まで

4 販売品目 千葉市道路境界標（コンクリート杭・金属標・金属鋸）

5 その他

（1）上記事項に変更があった場合は速やかにその旨を届けること。

（2）販売に際しては、次に掲げる事項を遵守すること。

- ・「千葉市道路境界標設置取扱要領（平成 20 年 11 月）」に基づく千葉市道路境界標購入承認を受けていない者に、杭の販売を行わないこと。
- ・上記要領に基づく千葉市道路境界標購入承認通知書で記した杭の種類または数量と異なる販売を行わないこと。

様式第3号

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

申請者
住所
氏名
連絡先

千葉市道路境界標販売事業者指定更新申請書

このことについて指定の更新を行いたいので、千葉市道路境界標販売事業者指定要綱第7条に基づき下記のとおり申請します。

記

- 1 販売事業所名
- 2 販売事業所の所在地
- 3 販売事業所の営業日
- 4 販売事業所の営業時間
- 5 添付書類
 - (1) 千葉市物品入札参加資格者名簿(業種:土木・建築用機器及び資材)に登録されていることを証する書類
 - (2) 「千葉市道路境界標に関する仕様書(令和7年7月)」に規定する品質を証明する成績証明書類等

様式第 4 号

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

届出者
住所
氏名
連絡先

千葉市道路境界標販売事業者指定変更・廃止届出書

このことについて指定を受けた内容を変更・廃止したいので、千葉市道路境界標販売事業者指定要綱第 8 条に基づき下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更の内容 (変更前)
(変更後)
- 2 変更・廃止年月日 年 月 日
- 3 変更・廃止の理由

様式第 5 号

千建路第 号
年 月 日

様

千葉市長

千葉市道路境界標販売事業者指定取消通知書

千葉市道路境界標販売事業者指定要綱第 9 条に基づき下記のとおり販売事業者指定の
取消しをしたので通知します。

記

- 1 販売事業所名
- 2 販売事業所の所在地
- 3 取消理由